

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年12月1日から21年1月20日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を20年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年5月9日から21年1月20日まで  
私の年金記録を調べたところ、A社に勤務していた期間に相違があることがわかった。当該事業所には、知人の紹介で就職し終戦の玉音放送を工場内で仲間と聴いた。父親のノートを提供するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和20年12月1日から21年1月20日までについては、申立人の具体的な記憶、複数の同僚の証言及び申立人の父親のノートに記載されていた給与支給額、厚生年金保険料控除額から、申立人がA社に勤務し、同年12月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和20年12月の標準報酬月額については、申立人の父親のノートに記載されていた厚生年金保険料控除額から50円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、昭和58年5月25日に破産終結しており、申立期間当時の役員も不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無

いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 20 年 5 月 9 日から同年 12 月 1 日までについては、複数の同僚の証言及び申立人の父親のノートに記載されていた給与明細から、A 社に勤務していたことが推認できるものの、元同僚は、「数か月間の試用期間があった。」と証言しており、父親のノートにも、給与から厚生年金保険料が控除されている記載は確認できない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和 20 年 5 月から同年 11 月までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月29日から62年9月1日まで  
私は、昭和55年7月1日から平成2年8月1日までA社に勤務しており、厚生年金保険に加入していた。途中、退職した覚えもなく、給与から保険料も控除されていたのに申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の事業主の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の事業主は、「申立期間当時、会社の経営が苦しく、申立人に事前に説明した上で厚生年金保険被保険者資格をいったん喪失した。」「厚生年金保険の未加入期間については、保険料控除は行っていない。」としている。

また、元同僚からも申立内容を裏付ける証言が得られない上、申立人は、給与明細書等の資料を所持しておらず、厚生年金保険料控除に関しても記憶が不明瞭である。

さらに、社会保険事務所（当時）が保管している被保険者原票を確認したところ、昭和59年11月29日に被保険者資格を喪失後、同年12月8日に健康保険証を返納した記載が確認できる。

加えて、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から36年6月1日まで

申立期間については、オンラインの記録では、昭和36年6月1日に資格取得、42年12月31日に資格喪失となっているが、A社B事業所には、30年4月1日に入社してから42年12月31日まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の具体的な記憶等から、申立人が申立期間についてA社B事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、当時、A社B事業所で勤務していた複数の同僚は、「当時は期間臨時社員としての採用を経て、常用臨時社員となり、その後準社員となってはじめて社会保険に加入できた。」と証言している。

また、照会した4名の同僚は、「入社後、臨時社員としての雇用期間があった。」、「臨時社員としての期間は、人により1年から6年2か月間であった。」と証言している。

さらに、社会保険事務所（当時）が保管するA社B事業所の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が資格取得した昭和36年6月1日に資格取得している者は196名確認でき、照会した同僚も全員が同日に資格取得していることから、A社B事業所が、一定期間内に臨時社員として雇用していた者を、同日に一括して資格取得させたことがうかがえる。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月 21 日から同年 11 月 25 日まで  
② 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 4 月 10 日まで

私は、昭和 40 年 4 月から A 事業所に入社し、45 年 7 月に退職するまで継続して勤務していた。休んだり、途中で辞めたりすることは無かったにもかかわらず、厚生年金保険に加入していない期間があるというのは納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 事業所が経営していた B 事業所に継続して勤務していたと主張しているが、同僚等の証言が得られないことから、継続勤務を推認することができない。

また、申立てのあった事業所が保管していた「被保険者資格取得確認通知書」によると、申立人は、同社で 3 度資格取得していたことが確認でき、その取得年月日はオンライン記録と符合するとともに、いずれも同一の記号番号で届け出がなされていることが確認できる。

さらに、被保険者原票を確認したところ、申立期間中の健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も確認できない。

加えて、申立人は、給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料控除に関しても記憶が不明瞭<sup>りょう</sup>である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月ころから 32 年 8 月ころまで

申立期間については、中学校を卒業して姉を頼って上京し、姉のアパートから工場に勤めていた。大手メーカーの協力工場で、厚生年金にも加入していたと思うので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人から聴取しても、申立期間における保険料控除の有無、健康保険証の所持等に係る記憶は不明瞭である。

また、事業所の名簿を調査しても、申立てによるA事業所又はB事業所が社会保険の適用事業所であった事実は確認できない。

さらに、当該事業所はC事業所という社名であったとの元同僚の証言により調査をしたが、事業所が社会保険の適用事業所であったことは確認できたものの、申立人及び元同僚の厚生年金の加入記録は確認できなかった。

加えて、同僚は、「当時、健康保険証及び厚生年金保険被保険者証を渡された記憶は無い。」としている。

なお、C事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、当時の状況を確認することはできない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 8 月 15 日から 38 年 1 月 31 日まで  
② 昭和 40 年 1 月 17 日から同年 12 月 19 日まで  
③ 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 5 月 27 日まで

社会保険庁(当時)の記録によると、脱退手当金を受給したことになっているとのことだが、私は、受給した記憶は無い。当時、銀行や郵便局などの金融機関と取引は無かった。脱退手当金を受給していないと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立期間の最終事業所の被保険者資格を喪失した約 4 年 8 か月後の昭和 47 年 1 月 27 日に、重複番号の取消しの記録が確認できるとともに、同年 2 月 4 日及び同年 2 月 7 日には、申立人の氏名及び生年月日が訂正された記録が確認できるところ、申立期間に係る脱退手当金は同年 3 月 2 日に支給決定されていることを踏まえ、脱退手当金の請求に伴い記録が整備されたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月 7 日から平成 4 年 7 月 1 日まで

私は、申立期間について、A社に勤務していたが、この間の厚生年金保険被保険者記録が無い。入社した当時、「親会社が厚生年金保険に加入したからうちでも加入する。」とオーナーから聞いていたので、加入していないはずがない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、賃金台帳及び雇用保険の記録から、昭和 63 年 5 月 7 日から平成 4 年 6 月 23 日まで、A社に継続勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は厚生年金保険適用事業所となっておらず、事業主も、「雇用保険には平成元年 4 月から加入しているが、社会保険には今現在も加入していない。」と回答している上、給与明細書及び賃金台帳からも、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、給与明細書において、控除項目名の記入の無い金額が記載されおり、申立人は、当該金額が厚生年金保険料であると主張しているところ、給与明細書の給与支給額から保険料を算定したが、当該金額とは一致せず、事業主に照会したところ、「当該金額は、食費と社費（寮費）であり、厚生年金保険料ではない。」と回答している。

さらに、申立人が提出した国民健康保険証から、昭和 63 年 6 月 9 日から国民健康保険に加入していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。